

令和6年度 地域の担い手づくり事業概要書

1. 事業の趣旨

令和4年度に開催した地域との対話の場において、若者層の地域活動に対する参画を促す施策への期待の声があがりました。

《若者・青年層の現状》

◆地域の若者について

- ・令和4年度の地域行事等再開応援事業（特に地域づくり協議会事業）において、地域内の40代以下の層が中心となって住民交流事業を企画立案し、年代の近い若者層をスタッフに巻き込んで事業を進めている様子がみられました。

◆地域の枠を超えた若者層について

- ・「地区」という範囲を超え、市内、島内の若者層がつながり、様々なイベントを実施している事例が多く見られます。令和4年度の地域行事等再開応援事業においても、そういった団体やグループの協力を得てイベントを実施する事例がみられました。（例：フリーマーケット）
- ・過疎化により地域の担い手不足が課題となっている地域においても、地域づくり事業を継続的に行うための有効な手法と考えられます。

2. 令和6年度 地域の担い手づくり事業について

1. を受けて、令和5年度よりスタートした「地域の担い手づくり事業」は、市内の若者、青年層が主体となって実施する地域づくり事業に対して補助金を交付します。

① 補助対象団体

市内在住の若者・青年層(40歳代以下) 3名以上が主体となって構成する団体
(すでに他の地域の担い手づくり事業実施主体となっている方を除き3名以上)

- ※ 事業を行うために新たに設立するグループも対象
- ※ 在住している地区以外の地域での事業実施も可
- ※ 法人格をもたない任意団体（〇〇実行委員会など）も対象
- ※ 申請は、1年度あたり1団体につき1事業に限る

② 補助対象事業

市内21地区に設立している、いずれかの**地域づくり協議会が同意する地域づくり事業（※）**

- ※ 地域コミュニティの醸成及び地域活性化を目的とした事業です。
(地域振興、環境美化、防犯、防災、子どもの健全育成、福祉、文化・スポーツ振興等)

例：納涼祭、婚活イベント、ハロウィンイベント、バザーイベント、スポーツ体験会、音楽祭、防災講演会、地域振興事業 など

【対象外となる事業】

次に該当する場合は、補助金対象外となります。

- ・ 若者・青年層が主体（中心）となっていない事業
- ・ 地域コミュニティの醸成及び地域活性化を主たる目的としない事業
- ・ 既にこの補助金の交付対象となっている事業にかかるもの
- ・ 関係者の慰労等を目的とするもの
- ・ 飲食を伴う単なる親睦を目的とするもの
- ・ 特定の個人または団体の利益を目的とするもの
- ・ 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- ・ 公共の福祉に反すると認められるもの
- ・ 専ら営利を目的としたもの

【市内21地区とは？】

- ①広田、②倭文、③松帆、④湊、⑤津井、⑥丸山、⑦阿那賀、⑧伊加利、
⑨西淡志知、⑩榎列・倭文、⑪八木、⑫市、⑬神代、⑭三原志知、
⑮福良、⑯賀集、⑰北阿万、⑱潮美台、⑲阿万、⑳灘、㉑沼島

※ 地域づくり協議会の事務局：上記21地区の市民交流センター（地区公民館内）

③ 補助金額

1事業あたり **20万円**を限度

※ 実績額が20万円を下回るときは「実績額」となります。

④ 事業年度（事業期間）

令和6年度（令和7年3月31日まで）

※ 令和7年度は、令和6年度の状態を踏まえて見直しの可能性あり

⑤ 対象経費

対象経費例は以下のとおりです。

報償費	イベントの出演者謝金
消耗品費	イベントにかかる消耗品
印刷製本費	イベントPRチラシの印刷費
食糧費	イベント準備、本番のスタッフ用に限る ※ 弁当は1食1,100円、お茶は1本150円が限度
役務費	事業実施にかかる郵便料金
委託費	警備委託、舞台設営費用
使用料・借上料	会場使用料、機材借上費

【対象外となる経費】

次に該当する場合は、補助金対象外経費となります。

- ・ **備品購入にかかる経費**
- ・ 事業実施者の経常的経費（団体運営経費、資産にかかる経費 など）
- ・ 事業実施者の構成員に対する人件費
- ・ 支出内容の不明確な経費（領収書の添付がないもの など）
- ・ 他の補助金等の交付対象となっている経費
- ・ 社会通念上適切でないと認める経費

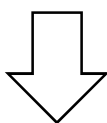
3. 補助金申請から実績報告までの流れ

《事前相談・地域の同意》

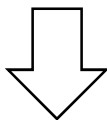
1. 事前相談 市民協働課（☎43-5244）へ相談【市民交流センター経由可】
事前相談応募書の提出
2. 地域の同意 地域づくり協議会（事務局：市民交流センター）の同意

《補助金申請》

3. 補助金申請 事前相談応募書（事業計画書兼予算書）に
・様式1号 地域の担い手づくり事業補助金交付申請書
・様式2号 同意書（地域づくり協議会）
を添えて市民協働課へ提出

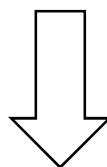


4. 交付決定 市より補助金等交付決定通知書を送付します。
※ 実績報告提出の案内も同封いたします。
※ 補助金の概算払い（前払い）を希望する場合は、市民協働課にご相談ください。



《実績報告～補助金交付》

5. 実績報告 事業が完了した日から起算して30日以内 または
令和7年3月31日までに**実績報告書等**を提出

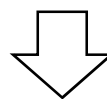


《提出書類》

- ・実績報告書 【任意様式可】
- ・収支決算書 【任意様式可】
- ・領収書（写）
- ・事業（イベント）実施時の写真 等

※同意を受けている地域づくり協議会への実施報告は、各実施団体から行ってください。

6. 補助金確定 市より補助金等確定通知書を送付します。



7. 補助金交付 **補助金等交付請求書**を提出
⇒ 市より補助金を交付します。

4. 事前相談について

- ・事業申請前に、市民協働課に事前相談をお願いします。
- ・事前相談を希望される団体は、事前相談応募書を作成の上、市民協働課までご連絡ください。（同意対象となる地区の市民交流センター経由でも可）

【市民協働課・連絡先】

電話番号： 0799-43-5244

E-mail : kyoudou@city.minamiawaji.hyogo.jp

5. 事業実施者への協力依頼

◆事業PR等への協力

事業を市内外にPRする際に、イベントの写真、動画の提供協力を依頼させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

◆事業の検証の協力

事業成果の検証を行うために、**実施主体となっている40歳代以下の方々にヒアリング等を実施させていただく場合があります。**

実施団体におかれましてはご協力をお願いします。